

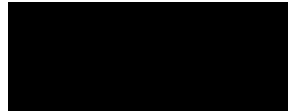
様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和7年9月30日

総務大臣 村上 誠一郎殿
経済産業大臣 武藤 容治 殿

住 所
名 称



産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

多くの中小企業は、成長や新規事業展開の意欲がありながらも、国や地方公共団体が提供する補助金・助成金制度の複雑さや、申請に必要な質の高い事業計画の策定に関するノウハウ・リソース不足という課題を抱えています。これにより、本来であれば成長の機会を得られるはずの多くの事業者が、制度の活用を断念するケースが散見されます。

当社は、このような事業者に対し、補助金の活用をテコにした事業成長を目的とする、専門性の高い『補助金活用型 経営コンサルティング』（以下「本サービス」という。）を提供します。本サービスにより、事業者は自社の強みや将来性を的確に反映した事業計画を策定し、補助金の採択可能性を高めることができます。これにより、中小企業の持続的な成長と競争力強化を後押しし、ひいては日本経済の活性化に貢献することを目指します。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

本事業は「新たな役務の開発又は提供」に該当します。従来、事業者が補助金申請を行う場合、専門的な支援を受ける手段が乏しく、多くは自社単独で膨大な時間と労力を費やすばかりでした。本サービスは、国の政策（補助金制度）と企業の経営戦略を接続させるという、特殊かつ専門的な知見を要する領域に特化している点で、新たな役務提供の形態と考えます。

（1）生産性の向上

事業者が不得手とする公募要領の読解や、市場調査・分析、事業計画の策定に関する助言や情報提供を当社が行うことで、事業者は本来のコア業務に集中することが可能となります。これにより、申請にかかる膨大な時間と労力が削減され、企業全体の生産性向上が見込まれます。

（2）新たな需要の獲得

申請プロセスの複雑さを理由に補助金の活用を諦めていた事業者層に対し、当社の支援サービスが新たな選択肢となります。これにより、これまで潜在的に存在していた需要を掘り起こすことができます。また、補助金を活用して事業を拡大する企業が増えることで、設備投資や雇用といった新たな経済活動が創出される効果も期待できます。

【需要獲得見込み】

	2025年度	2026年度	2027年度
年間支援社数	10社	20社	30社
年間売上見込み	1,000万円	2,000万円	3,000万円

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：当社

サービス利用者：国や地方公共団体等が公募する補助金・助成金の活用を検討する事業者

(2) 事業概要

事業者を対象に、当社の『補助金活用型 経営コンサルティング』を提供します。本サービスは、申請書類の作成そのものを代行するものではなく、事業者が質の高い事業計画を策定し、自ら申請を完了できるよう支援することを目的とします。

事業の流れ

- ① 事業者より補助金申請に関する支援依頼を受け、当社が該当補助金の内容を調査します。
- ② 事業者と当社にて面談（オンライン含む）を実施し、補助金の要件や事業者の経営状況、事業計画の方向性を整理します。
- ③ 当社と事業者との間で、支援内容を明確にした業務委託契約を締結します。
- ④ 当社は、市場調査、競合分析、事業の強み・弱みの分析などを行い、その調査結果や分析に基づき今後の収益計画および調査結果をまとめた資料（以下「資料」といいます。）を作成・提供します。
- ⑤ 当社は、上記で作成した資料を基に、事業者自身が作成する事業計画書本体の論理構成や審査項目との整合性に関する助言を行います。
- ⑥ 最終的な申請書類の作成および提出（電子申請含む）は、事業者自身の責任と操作によって行われます。
- ⑦ 補助金が採択された後の事業実行支援も別途契約にて行います。

料金体系

当社が提供するコンサルティング業務の対価として、業務開始前に合意した料金（支払方法は一括または月額または年額）に基づき算出します。

(3) 新事業活動を実施する場所

全国の事業者を対象に、オンラインを中心にサービスを提供します。

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

令和7年12月よりサービスの提供を開始予定。

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）

（業務）

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

※令和8年1月1日より、内容は変わらないが、行政書士法第一条の三に変更。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び

当該規定の適用の有無についての見解

＜具体的な確認事項＞

当社の新事業活動は、同条が禁じる「作成することを業とする」ものには該当せず、同法に抵触しないことを確認したい。

＜当社の考え＞

弊社のサービスは行政書士法に抵触しないと考えます。

（１）弊社の業務は「補助金活用のための経営コンサルティング」であり、書類作成を主目的としないこと

弊社のサービスの根幹は、あくまで事業者の補助金活用のために経営課題を解決し、成長戦略を立案する経営コンサルティングにとどまります。弊社が作成する資料は、そのコンサルティングの成果物の一部として提供されるものであり、書類作成自体を目的とするものではありません。

（２）弊社が作成するのは調査結果をまとめた資料であり、申請書類ではないこと

行政書士法が規制する「作成」とは、申請書類を完成させる行為を指すと解されます。弊社が作成するのは、収益計画や市場分析といった、あくまで申請書類を作成する際に参考に用いることを想定した付属資料です。事業計画書の作成や、申請書全体の最終的なとりまとめは、事業者自身が行います。付属資料を提供することを、「作成を業とする」と評価するのは、過大な解釈であると考えます。

【総論】 以上のことから、弊社の事業活動は、「作成を業とする」ことには該当しないことから、行政書士法第1条の2には抵触しないと確信しております。

7. その他